

● 各種届出における押印の省略について ●

共済組合に提出いただく各種申請書等につきましては、組合員の利便性向上と共済事務担当者の負担軽減を図るため、押印を原則廃止とするなど事務手続きの見直しを実施し、本組合ホームページの「各種申請書ダウンロード」に掲載している様式を順次更新しておりますのでお知らせいたします。

なお、共済預金や貸付事業などの一部の書類につきましては、引き続き押印が必要となりますので、詳細は同ホームページ内の「共済組合からのお知らせ」をご確認ください。

